

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧	備考
<p>第2章 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において<u>17</u>歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客さまが1月1日において<u>17</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p align="right">2022年4月</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において<u>19</u>歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客さまが1月1日において<u>19</u>歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p align="right">2021年7月</p>	<p>「未成年者口座廃止届出書」交付年齢の引き下げ。</p>

以上